

○三原市移住支援金交付要綱

令和3年9月1日

要綱第112号

改正 令和5年4月1日要綱第 令和5年6月26日要綱第
38号 90号
令和6年3月29日要綱第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業等しようとする者に対して、予算の範囲内において三原市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定）及び三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 移住支援金の対象法人として広島県が選定した法人であって、広島県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。
- (2) 条件不利地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の定めにより指定等をされた区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(3) 18歳未満の世帯員 申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であり、申請者の配偶者以外の世帯員をいう。

(4) 専門人材 プロフェッショナル人材マッチング支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業している者をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市へ住民票を移す直前までの状況が次のいずれにも該当すること。

ア 直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 専門人材の場合にあっては、令和6年4月1日以降に本市に転入していること。

イ 移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

ウ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

カ 国又は広島県から他の同種の支援金等を受給していないこと又は受給する予定がないこと。

キ その他広島県又は市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として次のいずれかに該当すること。

(ア) 専門人材の場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

a 移住後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

c 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

(イ) 専門人材以外の場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

a 移住後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

b 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

e 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

f 当該中小企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ テレワークに関する要件として次のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 起業に関する要件として1年以内に「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定（以下「起業支援金の交付決定」という。）を受けていること。

2 前項に規定するもののほか、2人以上の世帯として申請する場合は、対象者を含む世帯全員が、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 専門人材の場合にあっては、令和6年4月1日以降に本市に転入していること。

(4) 移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身の世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

2 前項第2号の規定にかかわらず、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、移住支援金の額に18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

（交付申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 住民票の除票の写しその他の第3条第1項第1号に規定する居住要件を満たすことを確認できる書類（2人以上の世帯として申請する場合は、同条第2項第1号の要件も確認できる書類）
- (5) 第3条第1項第3号アの就業に係る就業先の就業証明書（様式第3号）、同号イのテレワークに係る就業証明書（様式第3号の2）又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- (6) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区内に通勤していた場合にあっては、第3条第1項第1号に規定する通勤要件を満たす在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (7) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、法人経営者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた場合にあっては、第3条第1項第1号に規定する通勤要件を満たす在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、移住支援金交付の可否を決定し、三原市移住支援金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第4号）又は三原市移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金の交付を受けようとするときは、

三原市移住支援金交付請求書（様式第6号）に振込先の預金通帳等の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び移住支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金の交付の決定の全額又は半額を取り消すものとする。ただし、就業先である中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満の間に、市外に転出したとき。
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に、市外に転出したとき。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付した移住支援金の全額又は半額の返還を求めなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要綱第38号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月26日要綱第90号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第30号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

三原市長 様

三原市移住支援金交付申請書兼実績報告書

三原市移住支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	※申請者が署名又は記名押印してください。		
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容

世帯構成	単身 ・ 2人以上の世帯	2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
転入日	年 月 日	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
移住支援金の種類	就業 / 起業 / テレワーク		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

今回の移住に関して、国又は広島県から他の同種の支援金等を受給していません（又は受給する予定はありません）。	A.受給していない	B.受給している
申請日から5年以上、継続して三原市に居住する意思について	A.意思がある	B.意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A.意思がある	B.意思がない
（就業の場合のみ記載）※専門人材以外 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A.3親等以内の親族に該当しない	B.3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 三原市への移住の意思について	A.自己の意思である	B.所属からの命令である

※各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	在勤地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 住民票の除票の写し等(住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上かつ直前に連続して1年以上、東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(以下「特定地域」という。)での居住履歴が確認できる書類(2人以上の世帯の場合は、世帯全員が移住元において同一世帯に属していたことも確認できる書類))
- (5) 就業先の就業証明書(様式第3号)、テレワークに係る就業証明書(様式第3号の2)又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- (6) 移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類(特定地域から東京23区内に通勤していた場合)
- (7) 移住元で雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(雇用保険の被保険者として特定地域から東京23区内に通勤していた場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

- 1 私は、移住支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び三原市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 私は、以下の場合には三原市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の間に、三原市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三原市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 私は、三原市移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、住民登録情報、暴力団との関係の有無等に関する調査を市長が実施することに同意します。
- 4 私は、広島県及び三原市が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。
- 5 私は、広島県及び三原市が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

三原市長様

誓約者兼同意者

住 所 _____

氏 名 _____

※署名又は記名押印してください。

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

三原市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書 (移住支援金の申請用)

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
※専門人材の場合	目的達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係※専門人材以外の場合	3親等以内の親族に該当しない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び三原市の求めに応じて、広島県及び三原市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

三原市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書 (移住支援金の申請用)

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等を含む。)ではない。
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない。

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び三原市の求めに応じて、広島県及び三原市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

三 原 市 長

三原市移住支援金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請があった三原市移住支援金については、次のとおり決定しましたので、三原市移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

移住支援金 円

（備考）

- 1 三原市は、三原市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の間に、三原市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に、三原市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 広島県及び三原市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び必要に応じて関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

三 原 市 長

三原市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった三原市移住支援金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので、三原市移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

不交付の理由

三原市長 様

(請求者) 住 所
氏 名
電話番号

※請求者が署名又は記名押印してください。

三原市移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた三原市移住支援金について、三原市移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 支援金請求金額 _____ 円

2 支援金振込先

□ 金 融 機 関	金融 機関名	銀 行 農 協 信用金庫 信用組合	支店名	支店 出張所
	預金 種別	1 普通 2 当座	口座番号	
□ゆうちょ銀行	記号		番号	
フリガナ				
口座名義人				

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

※振込先の預金通帳等の写しを添付すること。

※移住支援金は所得税法上の「一時所得」に該当します。